

技能実習法に係る関西地区地域協議会における 労使団体等の取扱いについて

平成 30 年 6 月 29 日
関西地区地域協議会

技能実習法に係る関西地区地域協議会（以下「本協議会」という。）の設置要綱案 3（4）により、地域協議会は必要があると認めるときは地域協議会に業界団体等の者の出席を求めることができることと規定していることから、第 2 回以降の本協議会の冒頭に意見陳述する機会を設けることとした。

しかしながら、意見陳述を希望する全ての団体に対し、同機会を付与することは困難であることから、その取扱いを下記のとおりとした。

なお、意見陳述の機会を付与する労使団体等以外の団体には意見書の提出のみとする。

記

1 労使団体等の意見書の募集

- (1) 関西地区の各労働局のホームページで募集することとする。
- (2) 募集期間は、地域協議会開催の約 2 週間前から約 1 週間の期間とする。
- (3) 意見書の内容は、A 4 版 10 ページ以内とし、個人情報等を記載しない旨を告知することとする。
- (4) 意見書に個人情報、秘密等が記載されている場合は、再提出を促すこととする。

2 意見書の取扱い

- (1) 地域協議会の資料とし、議論の参考とする。
- (2) 上記 1（4）で再提出されない場合には、地域協議会の資料とはせず、一般的な情報提供として取り扱うこととする。この場合、提出者にその旨を伝えること。
- (3) 個別の意見書や陳述に対して回答は行わない。

3 意見陳述の機会

上記 1 により、労使団体等より意見書を募集した結果、本協議会への参画に係る要望があり、意見陳述の機会を付与することが適当であると協議会において認めた労使団体等に対し、意見陳述の機会を付与するものとする。

4 意見陳述後の労使団体等の取扱い

地域協議会では、行政としての対応方針や個別事案の協議がなされることから、意見陳述後は退室させることとする。